

平成13年2月28日判決審議
同日判決原本領取
裁判所書記官

平成12年(ネ)第5号 出資持分私戻請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所
平成9年(ワ)第 1号)

口頭弁論終結日 平成13年1月22日

判 決

東京都

控 訴 人
訴訟代理人弁護士
同
同
同
同
同
同
同

東京都

被 控 訴 人 医療法人社団
代表者理事長
訴訟代理人弁護士
同
同

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人は、控訴人に対し、13億円及びこれに対する平成9年6月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、医療法人社団である被控訴人の社員であった訴外亡 (平成8年6月27日死亡。以下「亡」という。) が死亡したことにより同人の出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人が、被控訴人の定款には退会した社員は出資額に応じて払戻を請求することができる旨の規定がされていた(以下「旧定款」という。)ところ、社員資格を喪失した者は出資額を限度として払戻請求できると定款変更された(以下「新定款」という。)ことにつき、こうした定款の規定変更を決議したとされる社員総会は開催されておらず、したがって、決議不存在であるから定款変更はされていないなどとして、旧定款に基づき、亡の退社時点における被控訴人の資産に対する出資額の割合分を算出したとされる37億4900万円の内金として13億円の支払を請求している事案である。

2 前提事実

(1) 被控訴人は、明治12年に によって個人病院として創立された病院をその前身とするものであり、同病院を明治26年に亡の父亡が承継し、さらにその後、亡によって昭和31年11月28日に医療法人社団として設立されたものである。亡は、被控訴人設立後、理事長に就任してその運営に当たり、死亡時に至るまで被控訴人における出資・運営の中心的人物であった。(争いのない事実、乙21号証及び弁論の全趣旨)

(2) 亡 の被控訴人に対する出資額は108万7千1489円であった。(争いのない事実)

(3) 控訴人は、亡 の妻であるが、同人の遺言により、同人の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した。(争いのない事実)

(4) 亡 は、妻亡 との間に、長男 ；二男 (以下「 」といふ。)、三男 ；四男 ；五男 をもうけ、妻 の死後、再婚した控訴人との間に、長女 ；二女 をもうけた。なお、亡 及び訴外 (以下「 」といふ。) は兄弟である。(甲3号証、乙22号証及び弁論の全趣旨)

3 本件における争点は、原審同様、(1) 東京都知事の平成8年6月20日付け認可に係る定款変更(以下「本件定款変更」といふ。)がされる前の被控訴人の旧定款9条の意義、(2) 本件定款変更の効力、にある。すなわち、本件においては、亡 が死亡したことによる退社に基づく被控訴人に対する出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人が、旧定款は退会した社員は出資額に応じて払戻ができる旨の規定(9条)がされていたとして、被控訴人に対し、出資持分払戻請求をしたところ、被控訴人が、旧定款は、社員資格を喪失した者は出資額を限度として払戻請求できると定款変更されたなどと主張したため、控訴人が本件定款変更を議決したとする社員総会は開催されておらず、したがって、決議不存在であるから定款変更はされていないなどと抗争し、旧定款に基づき、亡 の退社時点における被控訴人の資産に対する出資額の割合分を請求している。

4 事案の概要及び当事者双方の主張の詳細は、原判決の「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要」に記載のとおりである。

5 原判決は、(1) 前記定款を変更した手続は持ち回り決議によりされたものであるが、旧定款は、こうした定款変更手続を認めていないから、旧定款を新定款に変更した手続はその変更手続を規定した旧定款に違反している、(2) しか

し、被控訴人においては、平成8年5月20日に定時社員総会が開催され、旧定款を新定款に変更する旨の議決がされたものの、東京都から、個人社員全員の同意を取り付けるよう指導されるとともに、前記議決に加わっている営利法人である訴外合名会社（以下「訴外会社」という。）の承諾は必要ないとの見解が示されたため、新たに持ち回り決議の方法で定款変更につき個人社員全員の承諾を得た、(3) 被控訴人は親族等のいわゆる同族で運営しているのであり、その社員全員が前記定款変更について賛成し、これが中心人物であった亡の発意によるもので、しかも、その目的も病院の継続を図るという正当なものであるから、前記定款変更手続は有効にされた、(4) 新定款による亡の私戻持分は、出資額の1087万1469円を限度とするから、同人の死亡による退社に基づく出資持分私戻請求権を全額相続した控訴人は、同額及びこれに対する遅延損害金の支払のみを請求できる、として控訴人のその余の請求を棄却した。

6 そこで、控訴人は、原判決には事実誤認があるなどとして本件控訴を提起した。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も被控訴人の請求は原判決の認容した限度で理由があるが、その余は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次に付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人は、旧定款を新定款に変更した手続（以下「本件定款変更」という。）がなされたとされている平成10年6月12日付け社員総会決議は、そもそも社員総会自体が存在しないから、前記決議は存在せず、それゆえ本件定款変更はされていないと主張する。

しかしながら、(1) 亡は、前示の経緯で医療法人社団として昭和31年に設立された被控訴人の理事長であり、中心人物であったところ、同人はその